

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部都市計画課

番号 3

許認可等の内容		都市計画施設等の区域内における建築の許可
根拠法令及び条項		都市計画法第53条第1項
審 査 基 準	関係条項	都市計画法第54条、施行令第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、施行規則第39条
	基準 (未設定の場合は その理由)	裏面のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成16年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 20日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	<p>都市計画施設区域内の都市計画法53条第1項の規定による許可は、次の要件を満たす建築物に行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 階数が3以下であること。2. 地階（建築基準法施行令第1条第2号による）を有しないこと。ただし、地階における附属建築物で別に定める要件を満たす自動車等の車庫は、この限りではない。3. 主要構造部（建築基準法第2条第5号による）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であり、かつ容易に移転し、また除却できると認められるもの。4. 都市計画事業の施行に支障がないと認められるもの。 <p>地階における車庫の許可用件</p> <p>(1) 敷地の条件</p> <ol style="list-style-type: none">ア. 敷地の高さが接続する道路より高く、かつ他に接道がなく、掘り込み式車庫以外で車庫を造ることができないこと。イ. 車庫部分を都市計画施設区域内から外す事が困難であること。ウ. 車庫の床面の高さと同該道路の路面の高さとの間に著しい高低差がないこと。 <p>(2) 構造等の条件</p> <ol style="list-style-type: none">ア. 主たる建築物の建築が明らかな場合であって、将来附属建築物となる事が容易に予測された建築物であること。イ. 専ら自動車及び自転車等の車庫であり、他の用途がないこと。ウ. 構造は、プレキャスト鉄筋コンクリート造その他これに類するもので容易に除却できること。エ. 同一敷地内にある他の建築物と構造が一体でないこと。オ. 床面積が20㎡以下であること。
------------------	--------	--